

公文書をめぐる法整備

内閣委員会 専門員

いがらし よしろう
五十嵐 吉郎

公文書の作成、保存、移管等についての体系的なルールを定めた公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）の施行は、来年、平成 23 年 4 月が予定されている。

公文書管理の問題は、参議院内閣委員会とかかわりの深い問題である。昭和 34 年に、すでに日本学術会議が「公文書散逸防止について（勧告）」の中で、公文書の保管、公開利用を図るための法律の制定を急ぐことを提言していたが、ようやく公文書館法が制定されたのは昭和 62 年のことであり、参議院内閣委員長提出の議員立法としてであった。同法は、「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的」とし、国・地方公共団体の責務、公文書館の役割等について規定した 7 条の短い法律である。しかし、当時、ユネスコ加盟 120 か国中で「公文書館法」がないのは我が国だけであると言われ、その意義は大変大きなものがあつた。

その後、平成 11 年には参議院総務委員長提出の国立公文書館法が成立した（当時、参議院には「内閣委員会」という名称の委員会は置かれておらず、総務委員会が現在の内閣委員会とほぼ同様の事項を所管していた）。同法は、「公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的」とし、それまで政令に基づき設置されていた国立公文書館を法律に基づくものとするとともに、立法、行政、司法の国の機関からの公文書等の移管等について規定している。また、同法の提出を議決した同日の委員会において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案が可決され、その附帯決議では、「行政文書の適正な管理の確保に努めること。なお、本法律施行前の文書管理についても、本法律の趣旨を踏まえ適正に行うこと」、「行政文書管理法の制定等審議の過程において議論された事項については、引き続き検討すること」などを政府に求めており、委員会の公文書管理に対する関心の高さをものがたっている。

核持ち込みに関する「密約」等について調査を行った、外務省の「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」の報告書が去る 3 月に公表された。そこでは、「歴史的に重要な文書の不用意な廃棄や不適切な処理が行われていたことは、いずれの行政官庁も多かれ少なかれ認めざるを得ないであろう」とされているが、公文書館法の趣旨説明において、すでに、「多数の歴史資料として重要な公文書等が散逸、消滅している」とされているところである。公文書の管理は地味ではあるが、民主主義の基盤を形成するものである。我が国の公文書管理体制の現状は、諸外国に比べ大きく遅れをとっていると言われる。米国国立公文書記録管理院の常勤職員は 2,500 人であり、各省庁にも多数の専門家が配置されている。公文書管理法の施行を機に、公文書管理体制の飛躍的な拡充・強化が求められる。